



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 告示		
829 指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課)	1
830 指定自立支援医療機関の指定	(")	1
831 指定自立支援医療機関の変更	(")	2
832 "	(")	2
833 "	(")	2
834 随意契約の相手方の決定	(薬務課)	2
835 一般競争入札による落札者の決定	(農林水産総務課)	3
836 県営ため池等整備事業の工事の完了	(農業農村整備課)	3
837 保安林の指定の解除予定	(森林整備課)	4
838 "	(")	4
839 保安林の指定施業要件変更予定	(")	4
840 "	(")	5
841 平成24年和歌山県告示第596号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(水産振興課)	5
842 特定第2号漁業者の同意成立の届出	(")	6
843 公共測量の実施	(技術調査課)	6
*844 昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所)の一部改正	(会計課)	6
○ 公告		
都市計画の案の縦覧	(都市政策課)	7

告 示

和歌山県告示第829号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051000184	サポートセンターあんず	橋本市隅田町下兵庫620 プラザ橋本303	児童発達支援 放課後等デイサービス	トリプルスター 合同会社	和歌山市松江1498-20	令和3.8.13

和歌山県告示第830号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	訪問看護ステーションすてつぷ	令和 3.8.1

和歌山県告示第831号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
合同会社REWARD	紀の川市貴志川町丸栖662番地	医療機関の所在地	紀の川市貴志川町北山520-5	紀の川市貴志川町丸栖662番地	令和 3.5.1

和歌山県告示第832号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
株式会社喜多芳雲堂薬局	御坊市御坊240	医療機関の名称	喜多芳雲堂薬局	株式会社喜多芳雲堂薬局	令和 3.5.20

和歌山県告示第833号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
調剤薬局ネットワーク	和歌山市古屋85-1	医療機関の所在地	和歌山市古屋82-1	和歌山市古屋85-1	令和 3.7.5

和歌山県告示第834号

抗インフルエンザウイルス薬の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年8月17日

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
タミフルカプセル75 100カプセル (PTP) 備蓄用 2,900箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県福祉保健部健康局薬務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年6月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
54,006,700円 (うち消費税及び地方消費税の額4,909,700円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第835号

和歌山県水産試験場本館棟空調設備の入換修繕業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県水産試験場本館棟空調設備の入換修繕業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札を決定した日
令和3年7月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
中央設備株式会社
和歌山県西牟婁郡白浜町1472番地の2
- 5 落札金額
26,389,000円 (うち消費税及び地方消費税の額2,399,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年6月1日

和歌山県告示第836号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 住持池地区
- 2 確定年月日 平成27年7月23日
- 3 工事を完了した時期 令和3年3月23日

和歌山県告示第837号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字多井841の3、846の3、908の5、908の6、909の7から909の10まで、920の36、920の40、920の42、920の43、920の45、920の47、920の49、938の7、946の5、946の7
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第838号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字針原1336の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第839号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第840号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第841号

平成24年和歌山県告示第596号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	田辺市上屋敷に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	戎一本釣
	田辺市目良に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	田辺目良一本釣
	田辺市目良に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	田辺目良刺網
	西牟婁郡白浜町日置に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	日置曳縄
	田辺市芳養町に住所又は根拠地を有する者が行う機船船びき網漁業	芳養船びき網

田辺市芳養町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	芳養一本釣
田辺市江川に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	江川一本釣
田辺市芳養松原に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行うはえ縄漁業を主とする漁業	田辺はえ縄
漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうちすさみ曳縄、南紀第6、田辺まき網、湊浦船びき網、富田・椿一本釣、戎一本釣、田辺目良一本釣、田辺目良刺網、日置曳縄、芳養船びき網、芳養一本釣、江川一本釣及び田辺はえ縄加入区の区分に属さない漁業	和歌山南漁業協同組合 その他

和歌山県告示第842号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	御坊市塩屋町南塩屋に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	南塩屋一本釣

和歌山県告示第843号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業期間 令和3年8月16日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 熊野川及び市田川流域（和歌山県新宮市）

和歌山県告示第844号

昭和57年和歌山県告示第917号（和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所）の一部を次のように改正し、令和3年9月13日から適用する。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表を次のように改める。

名 称	所 在 地	売りさばき人指定年月日	売りさばき所
株式会社紀陽銀行	和歌山市本町1-35	昭和39年4月1日	和歌山市本町1-35 本店営業部

		和歌山市小松原通1-1-1 県庁支店 和歌山市松江北2-1-7 松江支店 和歌山市神前138-19 神前支店 橋本市橋本2-1-4 橋本支店 伊都郡高野町高野山778 高野山支店 岩出市清水500-1 岩出支店 紀の川市名手市場58-10 名手支店 海南市名高533-1 海南駅前支店 海南市下津町黒田47-17 加茂郷支店 有田郡湯浅町湯浅1600-1 湯浅支店 御坊市藪378-3 御坊支店 日高郡みなべ町芝445-1 南部支店 田辺市高雄1-16-20 田辺支店 東牟婁郡串本町串本909 串本支店 東牟婁郡那智勝浦町築地 1-1-1 勝浦支店 新宮市大橋通2-3-1 新宮支店
--	--	--

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和3年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・6・102号黒江線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県海南市黒江字元屋敷町、市場町、北ノ町、横山、桑田
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市まちづくり部都市整備課
- 4 縦覧期間

令和3年8月19日から同年9月2日まで